

表題部所有者の登記のお知らせ

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第15条第1項の規定による登記を下記5及び6のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和8年2月26日

大分地方法務局宇佐支局 登記官 富永美香

記

1 手続 番号	2 表題部所有者 不明土地に係る 所在事項	3 地目	4 地積 (㎡)	5 抹消する登記事項	6 登記すべき事項
3231 -2023 -0012	東国東郡姫島村字北 1 4 7 2 番 2	雑種地	228	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者がない (令和元年法律第15号 第14条第1項第4号イ)
3231 -2023 -0013	東国東郡姫島村字北 6 3 3 2 番	原野	178	表題部所有者不明土地 の登記記録の表題部の 所有者欄に記録されて いる事項	表題部所有者として 登記すべき者がない (令和元年法律第15号 第14条第1項第4号イ)
3231 -2023 -0014	東国東郡姫島村字北 6 3 3 2 番 2	雑種地	221	表題部所有者不明土地の 登記記録の表題部の所有 者欄に記録されている事 項	表題部所有者として 登記すべき者がない (令和元年法律第15号 第14条第1項第4号イ)